

川崎市高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、訓練促進給付金等を支給して、生活の負担軽減を図ります。

支給対象資格

- ①看護師（准看護師） ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士
⑤作業療法士 ⑥その他川崎市が認める資格



制度を利用できる方

川崎市内の20才未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の①から④のすべてを満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準の方（扶養義務者がいる場合は、その方の所得による）
② 過去に訓練促進給付金等を受給していない方（申請は1回のみ）
③ 資格取得を目的に1年以上の養成機関に修業し、資格の取得が見込まれる方
④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

支給期間・支給額

- ◎ 訓練促進給付金：養成訓練の受講期間中に支給（支給期間の上限は3年間までです）
市民税非課税世帯・・・月額100,000円 市民税課税世帯・・・月額 70,500円
◎ 修了支援給付金：入学時における負担を考慮し、修了後に支給
市民税非課税世帯・・・50,000円 市民税課税世帯・・・25,000円



必要書類について

（申請前に母子・父子福祉センターサン・ライブにて自立支援計画書の策定を受けて、修業を開始した日以降に申請してください）

- ① 児童扶養手当証書 ② 市県民税の課税・非課税証明書 ③ 世帯全員の戸籍謄本（全部記載）
④ 世帯全員の住民票（全部記載） ⑤ 養成機関の在籍証明書（申請後におおむね四半期毎に提出要）
⑥ 養成機関の成績証明書（申請時は不要。申請後、定期的に提出要）
⑦ 番号確認書類（個人番号カード又は通知カード）と本人確認書類★

★本人確認書類について（番号確認書類として個人番号カードを提示した場合は不要です。）

- 1点でよいもの（運転免許証、旅券、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳等）
2点必要なもの（健康保険証、児童扶養手当証書、年金手帳、被保護証明書等）

- ⑧ その他必要書類（母子・父子福祉センターにて御説明します。）



◎高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して、自立に向けて養成機関に就業し、資格取得を目指す場合に、資金の貸付を行います。（入学準備金・・・500,000円以内、就職準備金・・・200,000円以内）

取得した資格を活かして5年間就業した場合には、返済を免除します。

※詳細については「川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」のチラシをご確認ください。

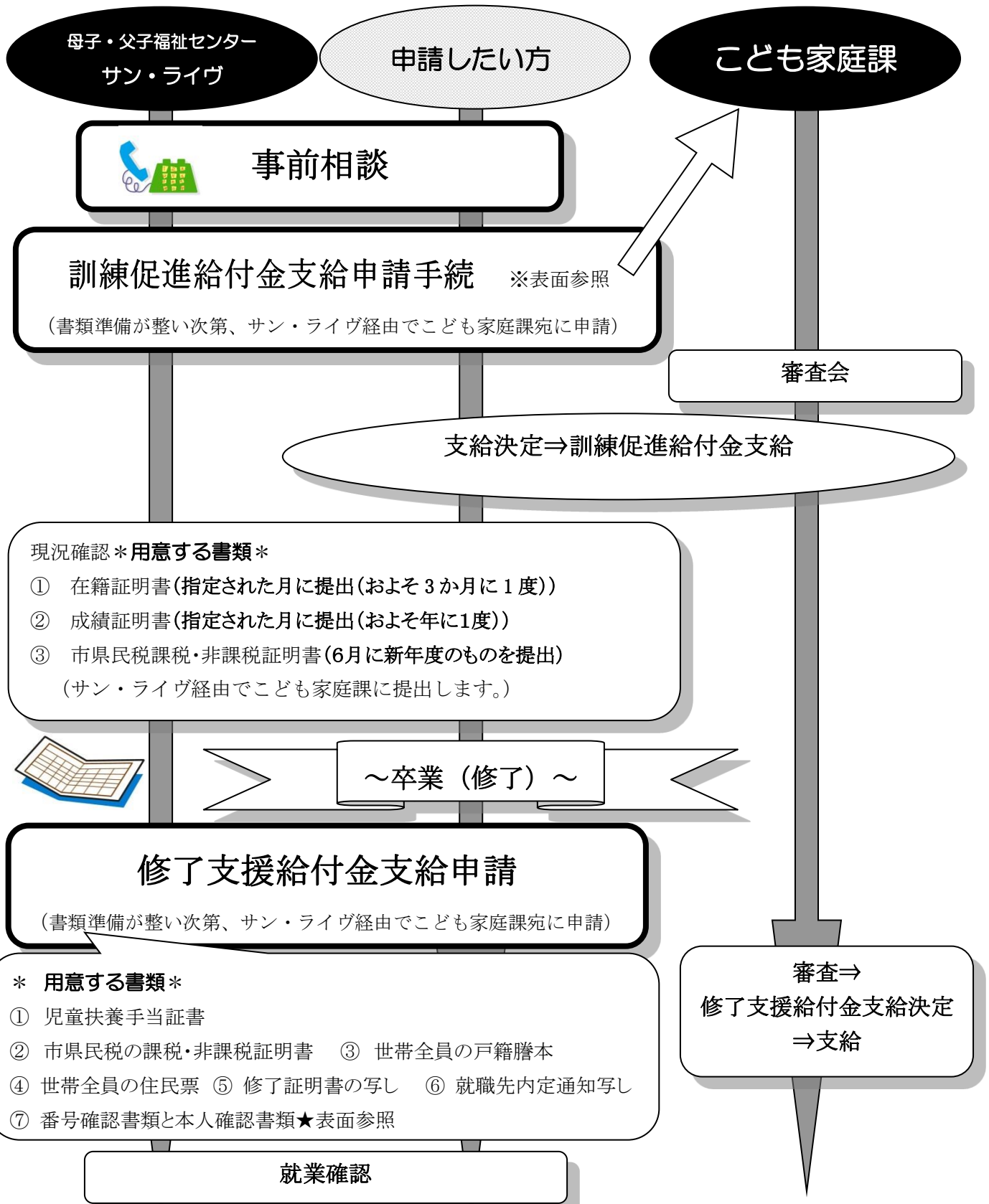
申請や事前の御相談については
「母子・父子福祉センターサン・ライブ」

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話：044-733-1166 まで



～高等職業訓練促進給付金等受給の流れ～



※ ご注意！ 支給要件に該当しなくなった場合は、原則として、訓練促進給付金は既に支給した分も含めて返納していただきます。

申請や事前の御相談については「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」044-733-1166まで

(制度所管) こども未来局こども支援部こども家庭課担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2672

